

政治倫理調査特別委員会設置提案理由

本件につきましては、当初、議員による単発の不適切言動として整理することも検討されました。

しかし、その後の聞き取りや関係者からの情報提供により、当該議員については、過去にも類似の問題行動が存在する可能性が指摘される状況となっております。

また、本件では、議会外で発生した事案を発端としながらも、その後、

- ・「わしは町会議員じゃ」など、議員としての地位を背景とした発言
- ・議会事務局への通報
- ・議長による調査着手
- ・全員協議会での協議対象化
- ・議長対応を止めるよう外部関係先へ連絡したとされる行為

など、議会運営・議会の信用・議長権限に関わる問題へ発展している状況にあります。

特に、4月17日に「釣本議員が外部関係先に対し『磯部議長が福井県町村議会議長会に相談しに行くと言っているので止めて欲しい』と電話連絡を行った」との情報が寄せられております。これは議会内部で対応中の案件に関し、外部関係先を通じて議長対応の抑止を求めたとも受け止められるものであり、議会の公正性・独立性・説明責任の観点から、極めて慎重な検証が必要な内容であります。

さらに、本件発生後においても、当該議員から十分な反省や謝罪が示されているとは認め難い状況にあり、問題の原因や経緯について議会として事実関係を明らかにする必要性が高まっております。

議会倫理、議会秩序及び住民への説明責任という観点から、議会として事実関係を整理し、全体像を把握する必要があると判断しております。

今回、外部機関からは、

- ・「議員という立場を背景に威圧を受けた」
- ・「議会として適切に対応してほしい」

との趣旨の申し出が議会事務局へなされております。

さらに、今後、同様の事案が新たに判明する可能性も否定できない状況にあります。

このような中で、個別事案のみを対象として直ちに懲罰手続へ進んだ場合、

- ・後日、新たな事実が判明するたびに追加対応が必要となる
- ・議会として問題の全体像を把握できていないとの批判を招く
- ・住民に対する説明責任として不十分となる

おそれがあります。

懲罰は、本来、特定の個別行為に対する処分であります。

一方で、本件のように継続的・常習的行為の疑いが存在する場合には、まず事実関係を整理し、全体像を把握することが必要不可欠であります。

そのため、本議会としては、

1. 事実関係の調査
2. 類似事案の有無の確認
3. 再発防止策の整理
4. 必要な議会对応の検討

を目的として、政治倫理調査特別委員会を設置し、調査を先行させることが適切であると判断いたしました。

なお、本委員会の設置は、特定の結論や処分を先に決めるものではありません。

- ・処分ありきではないこと
- ・まず事実確認を行うこと
- ・本人の弁明機会を十分確保すること
- ・住民への説明責任を果たすこと
- ・議会としての自浄能力と信頼回復を図ること

を目的として、公正かつ透明性のある対応を行うためのものであります。

そのうえで、調査結果を踏まえ、必要に応じて処分手続その他の措置について、議会として適切に判断してまいりたいと考えております。

議会の信頼回復と、町民への説明責任を果たすためにも、本委員会設置の趣旨をご理解賜りますようお願い申し上げます。